

南郷サマージャズフェスティバル 2026

屋台村 出店者募集要項

南郷サマージャズフェスティバルは、市民との連携を深め、広域的な住民交流の輪を広げるとともに、地域文化の向上と地域の活性化を図ることを目的に、平成2年から八戸市南郷で開催しています。

本フェスの会場に設ける屋台村は、その目的を推進するため、南郷をはじめとした地域の多様な魅力を来場者に体験していただくために実施いたします。

南郷地域をはじめとした八戸市の魅力ある特産品を提供することで、来場者の満足度向上や地域資源のPRを行い、フェスのみならず南郷の新たなファンづくりにつながる場として展開していきます。

本趣旨にご賛同のうえ、ご参加いただける事業者の皆さまを広く募集します。

◆イベント概要

- 名称 南郷サマージャズフェスティバル 2026
- 開催日時 令和8年7月25日(土)
開場 12:30 オープニング 14:00～ 開演 15:30～ 終演 21:00(予定)
- 会場 八戸市南郷カッコーの森エコーランド 野外ステージ
(八戸市南郷大字市野沢字中市野沢 地内)
- 来場者数 約1,300人(過去3回の平均。出演者及び関係者、従事スタッフを含まない。)

◆出店概要

- 出店場所 南郷サマージャズフェスティバル会場内外(別紙「会場全体図」のとおり)
 - ・テント区画は、有料エリア内(入場券を有する者のみ入場可能な区域)に設ける。
 - ・ケータリングカー(キッチンカー)区画は、有料エリア外(入場券の有無に関わらず誰でも利用可能な区域)に設ける。
- 募集店舗数 14店舗程度(うち、テント区画8店舗程度
ケータリングカー(キッチンカー)6店舗程度)
- 開設時間 11:00～終演
開場前は、開場待ちの待機列へのワゴン等での販売を可とする
- 搬入時間 7月24日(金)13:00～17:00 7月25日(土)9:00～10:30
- 撤収時間 7月25日(土)終演後～22:00
- 出店料 10,000円
 - ・出店料は、6月下旬に開催を予定している出店者会議時に徴収するものとする。
 - ・既納の出店料は返還しない。ただし、特別な事情があると実行委員会が認めるときは、出店料の全部または一部を返還することができる。
- 1区画の規模 【テント区画】間口3m以内、奥行3m以内
【ケータリングカー(キッチンカー)区画】2.5m×5.5m程度

□設 備

実行委員会は、1店舗（ケータリングカー（キッチンカー）を除く）あたり次の設備を準備する。

- ・ テント（1張を2出店者で共用）
- ・ 机(W1800mm×D450mm×H700mm程度) 2本
- ・ パイプ椅子 2脚
- ・ 照明（白熱灯 40W） 1個
- ・ 仮設流し台(蛇口 2個)（全出店者での共用とする）

□その他注意事項等

- ・ 電源が必要な場合は、出店者において発電機を準備すること。使用する発電機は防音タイプとすること。
- ・ 火気を使用する場合は、使用器具や周囲の可燃物に適した消火器を準備すること。
- ・ 駐車場は1出店者あたり1台分を用意する。
- ・ 開設日の前日に搬入を行い、翌日に備えて店舗内に荷物を保管する場合等は、出店者の責任において管理することとし、実行委員会では出店者の荷物等について一切責任を負わない。

◆出店条件等

出店者の条件は次のとおりとする。

- ・ 八戸市に営業の本拠を置く事業者であること（個人・法人は問わない）。
- ・ 業種は、飲食物販売又は物品販売とする。
- ・ 本募集要項の趣旨を理解し、出店に意欲のある者であること。
- ・ 法令等により許可又は届出を必要とする営業については、当該許可又は届出を提出していること。
- ・ 申請日時点において過去1年間に当該出店業務に関する法令等に違反して、営業停止等の重大な処分を受けていないこと。
- ・ 飲食物販売の出店者については、申請日時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- ・ 申請時点において、市税（八戸市が賦課徴収するものに限る）、法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ・ 八戸市暴力団排除条例（平成23年八戸市条例第48号）第2条第2号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。また、販売員として暴力団員等を雇用していないこと。

◆出店申込

出店を希望する者は、次により申込を行うこと。

□提出書類

- ・ 屋台村出店申込書(様式1)
- ・ 飲食物販売予定者は、出店内容に応じた食品営業に関する許可証（臨時営業許可、営業許可証等）の写し（出店日時点で有効なもの）
- ・ 営業の本拠を確認できる書類（法人の場合は登記簿等の写し。個人の場合は代表者の住所が確認できる書類（運転免許証等）の写し等）

□提出部数 1部

□申込期間

申込書の受付期間及び時間は次のとおりとする。

- ・受付期間 令和8年6月1日(月)まで(17時必着)
- ・受付時間 8:15~17:00(土日祝日を除く)

□申込方法 郵送、Eメール、FAXもしくは持参とする。

◆審査及び選定

□選定方法

- ・出店申込書等をもとに、実行委員会で選定基準に基づき審査し選定する。
なお、選定基準を満たした応募者が募集数を超えた場合は、実行委員会で決定する。
- ・審査内容については一切公開しないこととし、応募者には文書で結果を通知する。
- ・審査結果に対する異議申し立て及び審査の過程並びに結果に関する質疑は一切受け付けない。

□選定基準

選定基準は、主に次に掲げる事項とする。

- ・地元らしさの演出や来場者に喜んでもらうためのセールスポイントがある。
- ・来場者に喜んでもらえるメニューで、販売価格が適正である。
- ・地元産の食材を採り入れ、メニューのセールスポイントが明確である。
- ・衛生管理が適正で、食中毒などの事故防止対策を徹底して行うことができる。
- ・ごみ減量、分別、その他環境への配慮などの対策を徹底して行うことができる。
- ・クレーム対応の体制が整っている。

◆出店者会議

出店が決定した事業者を対象に出店者会議を開催するので必ず出席すること。

(6月下旬開催予定)

◆禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- ・出店者の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、または管理運営を第三者に委託すること。
- ・商品を不当な価格で販売すること。
- ・指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- ・指定された場所以外での飲食物の調理、加工等をする事。
- ・危険物の販売及び無償提供をすること。
- ・許可された品目以外の物を販売すること。
- ・拡声器及び音響器具類を使用すること。
- ・ステージ上の写真撮影・録音・録画を行うこと。
- ・上記に掲げるもののほか、フェス運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

◆遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ・実行委員会が交付する出店許可証を店頭の見えやすい位置に掲示すること。
- ・販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が交付する駐車許可証を指定の位置に掲げ、販売品等の搬入搬出は実行委員会が指示する時間内に完了させること。なお、屋台村テント区画内の芝生エリア内へは、いかなる場合も車両を乗り入れないこと。
- ・売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、販売店の宣伝広告を目的としたものは掲示しないこと。
- ・販売品には、関係法令の定めるところにより適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- ・売店及びその周辺の清掃は出店者の責任において行い、環境美化に努めること。
- ・飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- ・従事者は、実行委員会が交付するパスカードを着用し、丁寧な接客を心がけること。
- ・天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- ・関係法令を遵守し、実行委員会の指示に従うこと。

◆管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による損害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

◆事故発生時の対応

売店において事件又は事故が発生したときは、売店責任者は初期対応にあたりるとともに、実行委員会に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。

また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実行委員会に報告するとともに、その指示に従うものとする。

◆許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び出店料の返還を請求することはできない。

- ・関係法令及びこの要項に反したとき。
- ・虚偽の申請又は不当な手段により出店許可を受けたことが判明したとき。
- ・保健所からの指示があったとき。
- ・上記に掲げるもののほか、実行委員会が不適當と認めたとき。

◆損害賠償

出店者又はその従事者が、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、出店者はその損害賠償の責任を負うものとする。

◆補填及び補償

- ・出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。

- ・出店者は、天候不良（自然災害を含む）等、実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできない。

◆書類提出・問い合わせ先

〒031-0111 八戸市南郷大字市野沢字黒坂 11-10

南郷ジャズフェスティバル実行委員会事務局（八戸市南郷事務所内）

TEL：0178-82-2111（平日 8時15分～17時）

FAX：0178-82-3517

E-Mail：nango@city.hachinohe.aomori.jp